

人事懇談会のまとめ

瀬教労は、2月25日に市教委との懇談会を行いました。教職員の公正な人事異動の実施、働き方や職場環境充実に向けて懇談しました。
 また、安心安全な学校、一人ひとりを大切にされた教育についての交流も行いました。

2022年度のまとめ

【基本的事項】

- 1, 本人の希望と承諾を原則とし、文書で正確に把握し意に反する異動は行わないこと。
- (市) 希望と承諾の原則はもちろん、個別相談をしている。個人↓校長↓市教委の聞き取りは相当密にやっております、正確にできている。
- (組) 正確・記録が残る文書での希望調査を要望した。↓
- (市) 要望として承る。参考にする。

- 2, 人事異動は労働条件の変更であり、組合との話し合いを行うこと。
- (市) 十分な説明をする。承諾を得られるように努力する。
- (組) 歴代の人事担当者は、説明責任を果たすと明言してきました。

- 3, 校長の恣意的な人事が行われないようにすること。
- (市) そのようなことはない。
- 4, 学閥や組合の所属如何による差別人事を行わないこと。
- (市) 行うことはない。

- 5, 教務・校務主任は学級対応分として扱い、中間管理職としないこと。
- (市) 中間管理職としての認識はない。

- 6, 「指導力向上を要する教員」を選定しないこと。
- (市) 該当者はないと認識している。

- 7, 「主幹」「指導教諭」を廃止すること。
- (市) 主幹は中学校に1名、小学校に1名おり、指導教諭はない。主幹は教員のサポートを行い廃止の意向はない。
- 8, 「再任用」は年金削減の代償措置であり、希望通り採用すること。
- (市) 希望通り最優先で採用している。

【転任人事】

- 1, 校長は教職員の希望や事情を文書で正確に把握し確実に具申するよう徹底すること。
- (市) 要望として承る。
- 2, 本人の希望に反する異動を決定した場合、速やかに本人に知らせること。
- (市) 要望として承る。

- 3, 下記の事項に該当する教職員については本人の希望以外、異動させないこと。
- (1) 産休、育休、妊娠中の者。
- (2) 健康上事情のある者。
- (3) 育児、保育に事情のある者。

- る者。(4月1日復職の者)
- (4) 家庭に介護を必要とする人を抱えている者。
- (5) 高齢の者。
- (6) その他、家庭生活に特に事情のある者。
- (市) 原則として本人の希望に添うように努めている。

- 4, 広域人事は行わないこと。
- 下記事項については、特段の配慮をすること。
- (1) 通勤時間1時間以上の者は希望を優先させること。
- (2) 管外からの通勤者については、希望を優先させること。

- (3) 管外、他市町村への異動は格別に本人の事情を配慮すること。
- (市) 本人の希望を聞くように配慮する。

- 5, 内示は3月1日に行うこと。
- (市) 要望として承る。3月中旬、小学校の卒業式の前にやっている。

- 6, 異動を希望していない者への打診は2月中に行い変更調整期間を確保すること。
- (市) 要望として承る。

- 7, 内示は決定ではないことを、校長に徹底し、承諾が得られない場合は、直ちに具申し直すよう指導すること。
- (市) あくまで内示であって決定ではない。

- 8, 同一校に長期に勤務している場合でも、本人の承諾を得られない異動は行わないこと。

(市) 要望として承る。

【昇任人事】
 昇任人事にあたっては、下記のように行うよう県教委に申し入れること。

- 1, 校長・教頭の任用について下記の事項をふまえること。

- (1) 憲法に基づく教育を進め、一人ひとりの学習権を保障する立場に立ち、人格・識見・力量とも優れていること。
- (2) すべての教職員を信頼し、努力や創意を大切に、個々の教職員の家庭や健康に配慮するなど、人間味あふれる教師としての信頼の厚い人物であること。
- (3) 長時間勤務を放置せず労働基準法・労働安全衛生法を遵守する人物であること。

- (市) ゆとり、元気が合ってこそよい授業ができる。在校時間は削減されてきている。
- (4) 教職員・父母の声を尊重し、論議を尽くして合意形成を進めるなど、民主的に学校運営が出来る識見・力量を持つていること。
- (5) 恫喝を始め、パワーハラスメント等で教職員の人権を侵害したりして職場を混乱させない人物であること。

- (市) 機会があれば伝える。情報を受けたら対応する。風通しのよい職場、信用失墜行為が起これらぬよう校長会で話している。

【その他】

- 3, 基準日以降、児童・生徒が定員を超えた場合、教職員を配置すること。

- (市) 小1は入学式、他は始業式を基準日として対応している。
- 4, 非常勤による学級担任を作らないこと。
- (市) つくっていないと認識している。

- 5, 600人以上の児童数の学校に、養護・事務職員を複数配置すること。
- (市) 県の基準がある。

- 6, すべての学校に用務員を複数配置すること。
- (市) 要望として承る。

- 7, 特別支援教育のための専門教員を配置すること。
- (市) 要望として承る。
- (組) 専門指導員の重要性を訴えた。↓(市) 専門科目を履修した人を任用していきたい。

- 8, 県教委に下記事項を申し入れること。
- (1) 機械的な退職勧奨を行わない。
- (2) 定数内講師をただちに正式採用する。
- (市) 機会があれば伝える。

- 9, 男女比を考慮した人事を行うこと。
- (市) 要望として承る。
- (組) 女性校長の登用について述べた。↓(市) 今年度は女性校長5名。県の数値をクリアするよう努める。

※詳細はHPをご覧ください。



ちよつと待った！ 団地学校統廃合

パート2

小学校の統廃合

市民・地域・保護者
・教職員・子ども
みんなの合意で！

現在の3校の学級の人数はほとんど35人以下の少人数学級。いいね。



団地小学校3校は、外国籍の児童がとても多い。4年後の児童数は？

統合されて先生の数が少なくなる！
2026年統合で、6年生は78人。3クラスで、平均26人。クラス数は変わらないが、少なくとも管理職と養護教諭6名減。4年後に籍見込みは？

原山団地の造成や萩山台住宅の建て替えも進められると聞いています。また、個別住宅の改築も徐々に進み、若者世代の入居も増えてくると思われます。

将来を展望し、教育の内容を検討したうえで十分な資料を提示し、改めて市民的合意形成を図るべきです。



春を迎える学習会のまとめ

日時：2月26日 会場：労働会館

「憲法改悪の危険性—狙いはなにか、どう闘うか?」のテーマで中谷雄二弁護士（名古屋共同法律事務所）の講演がありました。昨年の総選挙の結果、改憲勢力が2/3を超える状況です。

改憲を進めようとする政党の案に共通するのは「緊急事態への対応」です。緊急事態とは何を指すのか。内閣総理大臣が閣議にかけて緊急事態の宣言を発することができるとしています。しかも事前又は事後に国会の承認を得ればよいのです。

旧教育基本法では「不当な支配に服することなく、国民全体に対し」とあったが改正教育基本法では外部の団体による教育への介入を禁止するものとしています。表現の不自由展妨害事件や学術会議任命拒否問題は、個人の内心への国家の介入であることを指摘されました。

憲法改正を阻止するための運動—一緒に実現する将来をみんなで語り合う必要を提起されました。

瀬教労結成30周年 に向けて

瀬教労は、1992年3月29日に結成され、今年で30年になります。これまでの活動を振り返り、今後の活動に生かすためまとめの作業を進めています。次号にダイジェスト版を紹介します。



権利手帳

シリーズ3

セクハラを受けてつらい 事業主に防止措置義務が



労働基準法や男女雇用機会均等法などで男女差別は禁止されています。セクハラ・パワハラ・マタハラ防止は事業主の責任です。（労働協約会推進法3条の2、男女雇用機会均等法11条）

男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年などにおける男女差別を禁止しています。パワハラについては労働協約会推進法で、セクハラ・マタハラについては男女雇用機会均等法で、「事業主は雇用管理に必要な措置を講じなければならない」と義務付けられています。

ひとりで悩まずに労働組合に相談しましょう。最寄りの都道府県労働局に調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができます。

パワハラは、労働者の人格や尊厳を否定し人権を侵害する絶対に許されない行為です。ハラスメントにあつたら、「いつ」「どこで」「誰に」「どのようなことをされた（言われた）」かを、メモや録音などに残しておくことが重要です。

Point ハラスメント防止は事業主の責任

ウクライナ国民の命と生活を助ける支援物資を送ることが急務になっています。

ウクライナ支援は 非軍事で！

ロシア軍によるウクライナ侵攻は、まぎれもない侵略です。プーチン大統領の核兵器威嚇発言は、人類と世界に対する挑戦です。瀬教労は、「教え子を戦場に送らない」という反戦平和の旗を高く掲げ、国際社会や市民社会と連帯して闘います。

2022・2・27

ロシア軍のウクライナ 侵攻は許さない！

「危機に乗じて「敵基地攻撃」一核共有」の選択があつてはなりません。政府は、食料・医薬品など非軍事支援に全力を注ぐように求めます。

2022・3・9

**ロシアは侵略やめよ
ウクライナに平和を**

緊急市民集会 せと

3月13日(日)午後2時~3時
バルティセと前 市民会館2F 209号室

フタバカード 事前でできる方は、おなじみの内、お話を聞いてみましょう。

ひとことリレートーク
私共一貫してロシアの侵略に抗議し、平和を願い、一歩一歩を歩んでいます。

※ 本日は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、定員を制限させていただきます。

周りの方をお誘いし、ぜひご参加を